

おかげさまで 開業13周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2020年11月号

この事務所便りを作成している時点ではアメリカ大統領選の結果は出ておりませんが、今後の日本経済に大きく影響してくると考えられますので、とても気になる場所ですね。また、北半球はこれから冬になりますので、コロナウイルスの活性化も心配されるところで、世界的な景気の動向も心配ですね。

先月、Go toトラベルを利用して函館へ行ってまいりました。これまでと違って外国人観光客も少なく、静かで落ち着いた感じの観光になりました。地域共通クーポンもあったので、なるべく現地で消費活動をしてきましたが、地方の景気回復はまだまだであると感じました。

2020年も残り2ヶ月をきったところで、気を緩めず、感染症対策をしつつ、年末年始に向かいましょう。

11月のトピックス

- ・ 日本郵便の訴訟について
- ・ 大阪医科薬科大学・メトロコマースの訴訟について
- ・ 政省令改正方針について

日本郵便の訴訟について

日本郵便の契約社員らが正社員との待遇格差について、東京・大阪・佐賀の各地裁に起こした3つの裁判について、最高裁は、審理対象になった5項目の「扶養手当」「年末年始勤務手当」「年始の祝日休」「病欠休暇」「夏期冬期休暇」について、継続的な勤務が見込まれる契約社員の労働条件が正社員と違うのは「不合理」と認めました。

大阪医科薬科大学・メトロコマースの訴訟について

大阪医科薬科大訴訟は賞与の不支給について、メトロコマース訴訟は退職金の不支給について争われていましたが、最高裁は、非正規従業員に退職金や賞与を支払わないことの是非が争われた2件の裁判の上告審において、いずれも「不合理とまでは評価できない」との判断を示しました。

政省令改正方針について

政府の規制改革推進会議は、行政手続の書面・対面手続や押印の見直し・撤廃について、年内に政省令を改正する方針です。法改正を要するものについては、来年の通常国会で関連法の一括改正を目指しています。このほか、オンライン診療の恒久化、飲食店の道路占用許可基準の緩和、デジタルトランスフォーメーションを促すための規制・制度の見直しなどについても必要性を指摘しました。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545